平成２１年（フ）第３０２号
奈良県橿原市上品寺町354番地の１グランデージ107号　小川方
債務者　小西絵梨香
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３２８号
奈良県香芝市旭ヶ丘３丁目15番地の８　ユーエムヴィラ旭ヶ丘A103号
債務者　中原　　孝
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３４９号
奈良県磯城郡川西町大字結崎636番地の１マック結崎オリエントハウス509号
債務者　山田　和美
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第１７５号
群馬県邑楽郡大泉町北小泉２丁目９番１号
債務者　野村　弘子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第１８２号
群馬県太田市鳥山上町1459番地２　レオパレスホワイトバーチ104号
債務者　渡邉　宜孝
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第１８３号
群馬県邑楽郡明和町新里99番地２　レオパレスレグノフランジア105
債務者　花輪　順子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第１８４号
群馬県太田市新田上江田町620番地２　坂本製作所、住民票上の住所群馬県邑楽郡大泉町西小泉４丁目12番15号
債務者　川島　秀行
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成１９年（フ）第６７９号
奈良県磯城郡川西町大字結崎356番地の１コスモス結崎C棟105号
債務者　河村　　仁
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第７２号
奈良県大和高田市大字市場791番地の５、従前の住所奈良県大和高田市大字市場740番地の８
債務者　宮川加代子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２９６号
奈良県橿原市葛本町710番地ロイヤルハイツ橿原412
債務者　森本　美華
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３２９号
奈良県大和高田市昭和町８番11―414号
債務者　村尾　早苗
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３３４号
奈良県宇陀市室生区向渕1848番地の１
債務者　細江晋士郎
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３４３号
奈良県香芝市上中259番地　メゾンリビエール203号
債務者　平林和歌子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３４５号
奈良県宇陀市菟田野区佐倉1107番地
債務者　石本　妙子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３４６号
奈良県香芝市畑４丁目561番地の６　プリミエ21B棟201号
債務者　中垣　早苗
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第１３０号
岩手県陸前高田市米崎町字神田27番地
債務者　千葉　恵子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成21年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第９９号
静岡県富士市中丸611番地の２
債務者　船津　郷子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月24日午前10時
静岡地方裁判所富士支部